# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	自立支援給付(地域生活支援事業を含む)の支給に関す る事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、自立支援給付(地域生活支援事業を含む)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

金沢市長

### 公表日

令和5年7月7日

### I 関連情報

#### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

#### ①事務の名称

自立支援給付(地域生活支援事業を含む)の支給に関する事務

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、 以下の事務を行う。

- 1. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理
- 2. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定
- 3. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の申請 の受理
- 4. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定
- 5. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理
- 6. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定
- 7. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の変更の申請の受理
- 8. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の変更の決定
- 9. 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理
- 10. 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給
- 11. 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給
- 12. 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給
- 13. 高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理
- 14. 高額障害福祉サービス等給付費の支給
- 15. 障害支援区分の認定
- 16. 障害支援区分の変更の認定
- 17. 補装具費の支給申請の受理
- 18. 補装具費の支給決定
- 19. 地域生活支援事業に関する事務
- 20. 他の法令による給付との調整

#### ②事務の概要

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」 という。)の別表第1の項番117の規定により、以下のために個人番号を利用する。

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の支給に関する事務
- ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更 に関する事務
- ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務
- ④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更 に関する事務
- ⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業の 実施に関する事務

<中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容>

- ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件)
- ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件)
- ・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを 使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件)

#### ③システムの名称

福祉保健総合システム、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム、中間サーバー、番号連携システム、サービス検索・電子申請機能

#### 2. 特定個人情報ファイル名

自立支援給付情報ファイル、地域生活支援事業情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)実施する</li><li>2)実施しない</li><li>3)未定</li></ul>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の9、13、18、32、37、67、72、73、116、142、151の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の142、143、144の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉健康局 障害福祉課
②所属長の役職名	福祉健康局障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220- 2348
8. 特定個人情報ファイル・	の取扱いに関する問合せ

福祉健康局障害福祉課 電話 076-220-2289

連絡先

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			1年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成3	1年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	[書の種類				
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実	項目評価語	-	<b>番占項日</b> 記	亚価聿豆は	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	<b>「全項目評価書</b>
載されている。	ルロス (大) (こ・	20, 618. 640.640	主示为口口	TIME <b>7</b> 16.5	E-発口計画目1-050・C、//	ベングラスのケードでは、日
2. 特定個人情報の入手(	情報提供	ネットワークシス	テムを通じ	た入手を	徐く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提		]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[ ] 外部監	·····································
9. 従業者に対する教育・	<b>李発</b>					
従業者に対する教育・啓発	[ -	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている。	ている

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の16、26、56の2、87、109、116の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の108、109、110の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の16、26、56の2、87、109、110、 116、120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の108、109、110の項	事前	
平成30年6月29日	I 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の16、26、56の2、87、109、110、	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、 57、87、108、116の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の108、109、110の項	事後	法令改正等による形式的な 変更であるため、重要な変更 にあたらない
令和1年6月28日	表紙(公表日) 関連情報 5.評価実施期間における担 当部署 ②所属長の役職名	·福祉局障害福祉課長 岩野 常樹	・福祉局障害福祉課長	事後	公表日等の形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和1年6月28日	しきい値判断項目 1	平成27年4月1日	•平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	しきい値判断項目 2	平成27年4月1日	·平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策		新設	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	市税総合オンラインデータベースシステム	税務システム	事後	
令和3年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉局 障害福祉課	福祉健康局 障害福祉課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	福祉局障害福祉課長	福祉健康局障害福祉課長	事後	
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	福祉局障害福祉課 電話 076-220-2289	福祉健康局障害福祉課 電話 076-220-2289	事後	
令和3年6月28日	IVリスク対策 8. 監査	[ ]自己点検	[〇]自己点検	事後	
令和3年6月28日	1		また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番116の規定により、以下のために個人番号を利用する。	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の84の項	番号法第9条第1項 別表第1の116の項	事前	
令和3年6月28日	1 関連情報   4. 情報提供ネットワークシス   ティによる情報連集	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、 57、87、108、116の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の108、109、110の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の9、13、18、32、37、67、72、73、 116、142、151の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の142、143、144の項	事前	
令和4年6月27日		また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番116の規定により、以下のために個人番号を利用する。	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番117の規定により、以下のために個人番号を利用する。	事前	
令和4年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の116の項	番号法第9条第1項 別表第1の117の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	ワークシステム、既存住民基本台帳システム、	福祉保健総合システム、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、 税務システム、中間サーバー、番号連携システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年7月7日		るための番号の利用等に関する法律(以下、 「番号法」	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番117の規定により、以下のために個人番号を利用する。	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の116の項	番号法第9条第1項 別表第1の117の項	事後	